

宿泊施設利用補助

1 目的

組合員及びその被扶養者の保養や健康増進等を図るため、当支部が指定する施設で宿泊した場合に、その費用の一部を補助します。

2 対象施設

令和6年度対象施設一覧表（18ページ）のとおり

3 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 対象者

組合員及びその被扶養者

ただし、利用日に組合員及び被扶養者資格を喪失している場合は対象外となります。

5 補助額

1人1泊につき次の額を補助します。

(1) 福岡リーセントホテル及び小倉リーセントホテル

利用総額が4,000円以上6,000円未満の場合 2,000円

利用総額が6,000円以上の場合 3,000円

(2) (1) 以外の対象施設

利用総額が4,000円以上の場合 2,000円

6 補助回数の上限

組合員1人につき1年度内12回

※被扶養者の利用補助回数を通算します。

※全ての対象施設での利用補助回数を通算します。

7 利用方法【当支部での事前手続（証明印等）は不要です。】

(1) 宿泊予約を行う際に、利用補助を使用することを申し出てください。

(2) リーセントホテル（福岡・小倉）については19ページ、その他の対象施設については20ページの「公立学校共済組合福岡支部宿泊施設利用補助申込書」（コピーして使用すること。）に必要事項を記入し、複写して2部用意し、チェックイン時にフロントへ提出するとともに、利用者全員の組合員証又は組合員被扶養者証を提示してください。

(3) 利用者は、利用料金から補助額を控除した金額を支払ってください。

8 その他

(1) 利用補助は元気回復を目的としたものであり、公務出張には使用できません。

(2) 後日、当支部にて申込内容を審査します。不正使用が判明した場合や補助回数の上限を超えて補助を利用した場合は、代表者を通じて補助相当額を支払っていただくこととなります。

(3) 退職、転出等により利用日に当支部の組合員でない方は対象外となりますので、代表者の方は必ず利用者全員の組合員証又は組合員被扶養者証を確認してください。